

住宅

令和7年度 酒田市 リフォーム 総合支援事業

◆ 対象となる工事 次すべての項目に該当する住宅の工事が補助対象となります。

- ① 住宅の質の向上を図る工事（2ページの一覧参照）の中から、要件工事点数の合計が10点以上となる工事を
含む住宅リフォーム工事。（対象工事費用の合計が50万円未満のときは5点以上）
- ② 対象工事費用の合計が25万円以上であること。
対象工事費 = (要件工事) + (住宅内の修繕、敷地内の工作物の建替えまたは修繕)
- ③ 令和5年度以降にこの事業による補助を受けていないこと。
- ④ 対象となる工事の施工者が山形県内に本店を有し、かつ、酒田市内に事業所・営業所がある法人、又は、個人
事業者であること。ただし、個人事業者による自宅のリフォーム工事は対象となりません。
例外として、市外の施工者（代表者）で申請者との親戚関係（4親等以内）を示せる場合は対象とします。
- ⑤ 現在の住宅が、建築基準法令に違反していないものであること。違反している部分がある場合は、住宅
リフォーム工事とあわせて、是正工事を行う場合は対象としますが、是正に係る費用は補助の対象にはなりま
せん。工事完成時に是正工事が完了していない場合は、補助金の交付決定を取り消す場合があります。

! 屋根や外壁の改修、階段の付け替えなどを行う場合、建築確認申請の手続きが必要となる場合がありますので、ご注意ください。※施工者の方へ：不明な場合は事前に建築課へご相談ください。

! 交付決定を受けた後に自己の都合により補助金の交付を辞退される場合、翌年度に本事業を利用することができませんのでご注意ください。

◆ 補助の対象者 次すべての項目に該当する方が申込みできます。

- ① 補助の対象となる住宅の所有者であること。又は、所有者から委任を受けた2親等以内の親族。
- ② 補助の対象となる住宅に居住していること。又は、令和8年2月27日までに居住すること。
- ③ 補助の対象となる工事について、国・山形県・酒田市で実施している他の助成制度を利用していないこと。
- ④ 酒田市税を滞納していないこと。
- ⑤ 令和8年2月20日までに実績報告書を提出できること。
- ⑥ 酒田市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）に規定する暴力団員等ではないこと。

◆ 補助金の金額

世帯要件	工事内容	補助金額 (1万円未満切捨て)	補助金 上限額
一般世帯 (下記の世帯要件①～③に合致しない世帯)	下記以外		24万円
	酒田産木材 (県産木材の認証合板含む)を 3㎡以上使用する場合	対象工事費の 20%	34万円
① 移住世帯 令和2年4月1日以降～令和8年2月27日までに県外から 市内に移住した(する)世帯員を含む世帯	下記以外		30万円
② 新婚世帯 申請日において婚姻した日から5年以内である世帯 (実績報告までに婚姻する場合を含む) 事実婚の場合は、同居を始めた日から5年以内である世帯	酒田産木材 (県産木材の認証合板含む)を 3㎡以上使用する場合	対象工事費の 1/3	40万円
③ 子育て世帯 平成19年4月2日以降に生まれた子がいる世帯 (妊娠している場合を含む)			

◆ 住宅の質の向上を図る住宅リフォーム工事一覧

合計 10点以上 必要
(工事費用50万円未満の場合 5点)

区分	番号	要件工事内容	基準点	
寒 さ 対 策 ・ 断 熱 化	1	やまがた省エネ健康住宅の認証を受けた改修工事	10点/工事	
	2	内窓、複層ガラスサッシの設置 (外部に面する部分)	5点/箇所	
		内窓：複層ガラス入りの内窓に限る，複層ガラスサッシ：熱貫流率 U 3.5W/m ² ・K 以下の窓に限る		
	3	熱交換換気システムの設置	4点/箇所	
	4	既存部分の外気と接する外壁、天井、床等に断熱材を設置する工事	2点/m ²	
		新設の断熱材は、熱抵抗値 R (m ² ・K/W) が下記の値以上のものに限る。 屋根：4.6，天井：4.0，外壁：2.2，床：3.3，土間床等の外周部分の基礎壁：1.7		
	5	浴室、脱衣室、トイレ又は廊下への暖房機器設置 (電気設備工事を伴うもの)	10点/箇所	
バ リ ア フ リ ー	1	住宅内の廊下や出入口の幅の拡張	10点/m ²	
	2	勾配の緩い階段に交換又は改良する工事	10点/箇所	
	3(1)	浴室の床面積を増加させる工事	10点/m ²	
	3(2)	浴槽のまたぎ高さを低くする工事	10点/箇所	
	3(3)	浴槽の出入りのための設備の設置 (移乗台、踏み台等)	2点/箇所	
	3(4)	身体の洗浄を容易にする水洗器具の設置、交換	3点/箇所	
	4(1)	便所の床面積を増加させる工事	10点/m ²	
	4(2)	和式便器から洋式便器への入替え	10点/箇所	
	4(3)	洋式便器の座面の高さを高くする工事	10点/箇所	
	5(1)	住宅内への長さ100cm以上の手摺の取り付け	2点/m	
	5(2)	住宅内への長さ100cm未満の手摺の取り付け	2点/箇所	
	6(1)	玄関・勝手口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口の段差解消又は段差を小さくする工事 (浴室は、洗い場の部分のみ。)	10点/m ²	
	6(2)	浴室以外 (居室、トイレ、脱衣室、若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路に限る) の部分の段差解消	面的に上げる又は下げる工事 床見切り材の撤去、スロープの設置	5点/m ² 2点/箇所
	7(1)	出入口の開戸を引戸、折戸等へ入替える工事	5点/箇所	
	7(2)	出入口の開戸のドアノブをレバーハンドル等へ交換	1点/箇所	
	7(3)ア	出入口の戸に開閉のための動力装置を設置	10点/箇所	
	7(3)イ	出入口の戸を吊戸方式に変更	5点/箇所	
	7(3)ウ	ア、イ以外の出入口の戸へ戸車を設置する等の改良	2点/箇所	
	8	床の材料を滑りにくいものへ交換する工事	1点/m ²	
	9	エレベーターや階段用昇降設備の設置	10点/箇所	
克 雪	1(1)	雪下ろし作業用命綱 (安全带) を固定するための金具設置	2.5点/箇所	
	1(2)	長さが累計5m未満の雪止めの設置又は交換 (中古品を除く)	5点	
		長さが累計5m以上の雪止めの設置又は交換 (中古品を除く)	10点	
	1(3)	雪下ろし作業用固定ハシゴの設置又は交換	5点/1階分	
	2(1)	屋根の勾配を大きくする工事	10点/箇所	
	2(2)	雪が滑りやすい屋根材への交換 (雪止めを設置しない場合に限る)	10点/箇所	
	2(3)	屋根に雪割板を設置する工事	10点/箇所	
	3	住宅又は住宅の敷地内に融雪設備を設置する工事	10点/箇所	
木 材	1	県産木材の認証合板又は酒田産木材を使用する工事	2.5点/0.1m ²	

※太字の数量について、1m、1m²、0.1m²未満の端数はそれぞれ切捨てとします。

◆ お問い合わせが多い事項

Q1

風除室の設置工事は補助金の対象になりますか？

A

風除室の設置のみでは**対象になりません**。
対象工事費用に含めることは可能です。

Q2

外壁・屋根の塗装工事や高効率給湯器（エコキュート等）を設置する場合補助金の対象になりますか？

A

要件工事対象外の工事のため、この工事のみでは**対象になりません**。
対象工事費用に含めることは可能です。

Q3

対象工事費用に含めることができない工事はありますか？

A

下記のような工事は含めることができません。

- ・外構へカーポートや物置などを新たに設置
- ・屋外への手すりの設置
- ・中古品の設置
- ・コンセントで接続した移動可能なIHクッキングヒーターの設置
- ・シロアリの駆除

Q4

外壁の断熱化工事として断熱材と一体となった外装材を設置する場合補助金の対象となりますか？

A

要件工事「寒さ対策・断熱化」4に該当する工事は、外気の通気層と室内の内気との間に断熱材を設置する工事のため、断熱材と一体となった外装材を設置する工事は要件工事に該当しないため、この工事のみでは**対象になりません**。
対象工事費用に含めることは可能です。

住宅のリフォームにあわせて

住宅の耐震化 を考えてみませんか。



◆ 木造住宅の耐震診断

診断費用／自己負担 1万5千円
(図面がない場合 1万9千円)

◆ 木造住宅の耐震改修

補助金／工事費用の1/2の額
以内で**最大80万円**

※平成12年5月31日以前に着工した木造一戸建て住宅（2階以下500㎡以内）が対象です。



◆ 危険ブロック塀等撤去支援

対象工事／道路に面する危険ブロック塀を全て除却し安全が図られる工事

補助金／除却費用の2/3、除却面積に6千円/㎡を乗じた額の少ない額（上限15万円）

※市建築課の技術職員による事前調査が必要です。



◆ 防災ベッド・耐震シェルター設置支援

補助金／設置費の8割
(上限30万円)

※耐震診断で基準を満たさない住宅が対象です。



◆ 申し込み方法

受付期間/4月7日(月)から受付開始(8時30分から17時15分)

4月11日(金)までに予算額に達した場合は、抽選となります。

4月14日(月)以降は予算額に達するまで受け付けを行います。(最終令和8年1月30日)

受付窓口/酒田市 建設部 建築課 確認審査係(酒田市役所5階)

申請書類/以下の書類がすべてそろっていることを確認し、受付します。(※はコピーでも可)

- 1 交付申請書
 - 2 工事点数算出表
 - 3 申請時チェックリストで該当するもの
 - 4 同居している世帯全員分の住民票 ※(本籍・続柄が表示されているもの)
 - 5 工事に係る見積書 ※
 - 6 工事計画平面図(住宅全体の間取りがわかるものに、工事箇所を記入したもの)
 - 7 工事箇所全ての着工前のカラー写真(A4用紙に貼り付けまたは印刷し、工事箇所名を記入したもの)
- 上記1~3の様式は、市HPからダウンロード可能です。

◆ 手続きの流れ

1

申請書類 提出

❗ 工事に着手する前に申請してください。

最終令和8年1月30日まで

書類審査の後、補助金の交付決定

酒田市

2

補助金交付決定通知 受理
工事契約・着工

❗ 交付決定の後に工事契約を結んでください。

3

工事完成
実績報告書類 提出

最終令和8年2月20日まで

提出
書類

- 1 実績報告書
- 2 工事施工写真(工事中、完了後)
- 3 工事の契約書の写し又は領収書の写し
※口座振込の場合でも、領収書の写しが必要です。
- 4 実績報告時チェックリストで該当する書類

最終令和8年2月27日まで

工事完了検査の後、補助金交付金額の確定

酒田市

4

補助金交付金額確定通知・補助金受領

【お問い合わせ先】

酒田市 建築課 確認審査係(市役所5階)

☎0234-26-5749

